

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び業者の住所

日本管財株式会社  
兵庫県西宮市六湛寺町9-16

2. 指名停止措置期間

平成25年10月3日から平成25年11月2日まで（1ヶ月）

3. 指名停止措置の範囲

東北森林管理局管内

4. 事実概要：

日本管財株式会社は、公共工事の発注機関に対して、入札参加資格確認申請書の添付資料として必要な経営規模等評価結果通知書兼総合評定値通知書（以下、「結果通知書」という。）について、平成23年3月31日審査基準日の「結果通知書」を平成24年3月31日審査基準日の「結果通知書」に改ざんしたものを提出した。このことが、建設業法第28条第2号に該当すると認められるとして、平成25年4月23日、建設業許可部局である近畿地方整備局より、15日間の営業停止処分を受けた。

5. 指名停止措置理由：

上記のことは、「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」別表第2贈賄及び不正行為等に基づく措置基準第16号（不正又は不誠実な行為）に該当し、契約相手方として不適当と認められるため、本件については1ヶ月の指名停止措置とするものである。

〈工事請負契約指名停止等措置要領の制定について〉

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件

（不正又は不誠実な行為）

16 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。

問い合わせ先

東北森林管理局

秋田県秋田市中通5-9-16

総務企画部 経理課長 三上 均 電話018-836-2070